

第103回

郡山市都市計画審議会を開催します



ターゲット 11-a

令和2年1月6日

郡山市都市整備部

都市政策課

担当：塩田 紀久

TEL：924-2328

SDGs ターゲット 11-a 「都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する」

都市計画に関する事項を審議するため、第103回郡山市都市計画審議会を開催します。

- 1 日時 1月27日(月) 午前10時30分～正午(予定)
- 2 場所 郡山市総合福祉センター 集会室(5階)
- 3 会議の委員 裏面のとおり(20名)
- 4 審議事項(予定)

(1) 報告事項

- ・特殊建築物の敷地の位置について(建築基準法51条ただし書きによる許可)
- ・台風19号による浸水被害を受けての「郡山市立地適正化計画」の見直しの方
向性について

※ 会議は、原則公開しますが、審議内容により公開するか否かについて審議会
が決定することとしており、その決定によっては、会議を一部公開、あるいは
非公開となる場合があります。

その他傍聴に関する事項は、別紙「傍聴要領」のとおりです。

<郡山市都市計画審議会>

郡山市では、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項(土地利用・都市施設・
市街地開発事業・地区計画等)を調査審議するため、都市計画審議会を設置し
ています。

郡山市都市計画審議会委員

任 期 平成 30 年 3 月 6 日～令和 2 年 3 月 5 日

(敬称略)

区 分	審議会委員氏名	主な役職
第 1 号委員 (市議会議員)	大 木 進	市議会議員
	小 島 寛 子	市議会議員
	折 笠 正	市議会議員
	佐 藤 栄 作	市議会議員
	鈴 木 祐 治	市議会議員
	良 田 金次郎	市議会議員
第 2 号委員 (学識経験者)	市 岡 綾 子	(学)日本大学工学部建築学科 専任講師
	今 泉 守 顕	郡山商工会議所 副会頭 (株)郡山第一ビル 代表取締役社長)
	今 野 静	(公社)福島県看護協会 会長
	佐 藤 修 朗	福島トヨペット(株) 代表取締役社長
	佐 藤 孝	東日本旅客鉄道(株) 郡山駅長
	坪 井 道 子	(公社)福島県建築士会郡山支部 理事 (株)ツボイ 代表取締役)
	内 藤 清 吾	元(株)内藤工業所 会長
	新 田 幾 男	郡山市農業委員会 会長
	星 北 斗	(公財)星総合病院 理事長
	宮 下 三起子	NPO 法人あいえるの会 理事
第 3 号委員 (関係行政機関の 職員)	赤 森 充	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所長
	小 柴 宏 幸	福島県県中地方振興局長
	益 子 公 司	福島県県中建設事務所長
	飯 村 伸 一	福島県郡山警察署長

※ 第 1 号委員、第 2 号委員は五十音順

傍 聴 要 領

郡山市都市計画審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たっての守るべき事項

傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が、上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。